

靈感商法等の悪質商法への対策検討会の開催について

令和4年8月26日

消費者庁

1. 趣旨

「旧統一教会」問題等のいわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において、靈感商法等の悪質商法への対策検討会（以下「検討会」という。）を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討する。

2. 構成

- （1）検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 運営

- （1）検討会は原則公開とするが、個別具体の事案等について議論する場合には委員の同意を得て非公開とすることができる。
- （2）検討会終了後に、議事録を作成し、委員等の確認を経た上で、消費者庁ホームページで公開する。

4. 庶務

検討会の庶務は、関係課室の協力を得て、消費者庁消費者政策課が処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において別に定める。

靈感商法等の悪質商法への対策検討会 委員

- (座長) 河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- 菅野志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム
代表理事）
- 紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- 田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- 西田 公昭 立正大学教授
- 宮下 修一 中央大学教授
- 山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- 芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

（五十音順、敬称略）

第1回検討会における主な宿題〔議事録抜粋〕

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 売り買いという形式を「プレゼント+献金」と置き換えることによって改正消契法による取消しを免れているのではないか。2018年改正以降、結局、この靈感商法の取消権は行使されているのか、その行使によってどれぐらい物事が解決されているのかということ进行分析する必要がある。
- (b) 実際に売り買いのパターンで取消権が使われた事例がどれぐらいあるのか、売り買いではなくて「プレゼント+献金」の置き換えパターンで実際に取消権行使にトライをされた事例や実際にそれが認められた事例があるのか。

(2) 特定商取引法

- (c) (上記の「プレゼント+献金」の置き換えに関し) 仮に契約と捉えることが難しいパターンの場合、商取引と捉えることによって特商法の新類型として設置し得るのかどうか、それを考えたときの法律上の論点とかはどのようなものがあり得るのか。
- (d) インターネット通販などは今のデジタルインターネット通販にちゃんと対応した法律となっていないのではないか、今の通販の基本はインターネット経由だということを考えると、そこに合わせて変えていく必要がある。

(3) いわゆる寄付の位置付け

- (e) お賽銭とか、献金とか、お布施とか、神道では御玉串という言い方もするが、言葉の問題ではなくて、そういうものがどういう契約構造になっているのか。寄附行為ということになれば、寄附は何らかの目的でするわけだから、公開性とか、その寄附をどういう形で使ったのかという議論にもつながりやすいのですけれども、無主物先占論だと、そういう議論にはつながらない。
- (f) 「プレゼント+献金」の置き換えのパターンについて、消費者契約法における契約と捉え得るのかどうか、捉え得るとしたらどういう場合に捉えるのか。

(4) その他

- (g) 特定の宗教法人がルール違反を繰り返す時には、質問権や報告徴収権や、場合によっては事業停止や解散命令請求と紐付けるというルートも考えられる。
- (h) 靈感商法のみならず「靈感商法等の悪質商法への対策」を考える委員会であるということで、もう少し広い視野で法改正も考えていく必要がある。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

- (i) 靈感商法の啓発や消費者教育といったものが十分であったのか、なかったのかということはとても重要。消費生活センターや国民生活センターもこの靈感商法の啓発が十分であったかなかったかということは考えないといけない。
- (j) 消費者トラブルの未然防止や解決のために、トラブル情報を伝えること、消費生活センターの存在を知っていただくことが課題。そういう意味では、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育がとても重要。

3. 相談対応に関する事項

- (k) 本人よりも周りのほうが被害相談も多いはず。そうなると、私たちは誰を当事者として捉えていくのか、今までの法律でそれができるのかというところが気になる場所なので、是非その辺も検討していただきたい。
- (l) 被害相談はどういうものがあるのかといったときには、消費生活センター、国民生活センター、あるいは、消費者庁に来る相談だけでは全部を拾い切れない。こういった相談窓口でどういう相談が来るのかということは調査が必要。
- (m) 相談窓口を国だけで置くことが本当に正しいのかどうか、民間に委託することも必要。
- (n) カルト、セクト側から見たときに、見え方が中立的な窓口もとても大事なので、そういう窓口の設置方法とかも含めて、検討していただきたい。

4. その他

- (o) 消費者庁がどうしてもできないということであれば、関係省庁連絡会議が既につくられているので、そのメンバーを通じて働きかけていくことはとても重要。
- (p) 検討会で行われた議論を各省庁で持ち寄ってもらって、各省庁でできることはそこでやっていただきたい。

(※) 第1回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。

第2回検討会における主な指摘事項 [議事録抜粋]

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 2018年改正で入った靈感商法の取消権がこれまで使われた裁判例が見当たらない。靈感商法対策として効果的な法律になっていないということを改善する立法事実かと思う。このためには、狭過ぎる要件を広げ、様々な専門家の方が提起していた無知や脆弱性を殊更に利用するような場合という要件をここに持ち込んでいくことを検討すべき。
- (b) 消費者契約法第4条第3項第6号については非常に長い様々な要件が付されているということで、靈感商法的なものは、いろいろなパターンが考えられ、あまりに細かく要件を設定し過ぎると、かえってそれが範疇から外れてしまうことになってしまって、使い勝手が悪くなっているのではないか。
- (c) 靈感商法（の対策）をやっていると、健康不安は結構ある。その健康不安は第5号であることから、同号は絶対に必要。総論である第3号ではなかなかうまくいかないの、第5号や第6号を切り出したという経過がある。第3号は一種の総論になっていて、この第3号の「社会生活上の経験が乏しいことから」を削除すれば、あとはイロハでくつつければ、靈感商法も健康不安商法も入ってくる。第3号から第6号までは検討事項として資料には挙げておいていただかないといけない。
- (d) 判断能力の低下した消費者が生活に著しい支障を及ぼす契約の勧誘を受けた場合も取消権を認めるべきではないかという提言がなされていた。（令和4年の法改正で）この改正がなされていないのはどういう趣旨か。

(2) 特定商取引法

- (e) 靈感商法的なものは、一旦会って話をしてしまうと不安がどんどんかき立てられるので、自力で断ることが非常に難しくなってくると思う。そういう意味で言うと、そもそも家には来てほしくないということをあらかじめ表示しておくことによって水際で防止する対策を取るという考え方もあり得るのではないか。

(3) いわゆる寄附の位置付け

- (f) 献金搾取を契約とみなすことには限界があるので、献金についても無知や脆弱性の利用要件のようなルールを考えても良い。公益法人であれ、宗教法人であれ、人を苦しめるような方向でお金を集めたら駄目だし、そういった形で集めたお金の税優遇が起きることは許されないという点では、共通部分がある。
- (g) 贈与契約、いわゆる双務契約ではなく片務契約でも、当然、消費者契約法の適用対象になる、ターゲットの範疇に入っているのではないかとも思う。「プレゼント+献金」について、民法によるという回答だけではなく、実際には消費者契約法の適用範囲がもうちょっと広いのではないかということも考えられるので、その辺についても御検討をいただければ良い。

(4) 法人の解散命令

- (h) 民事責任を多々負う団体が宗教法人として存続し続けて税制優遇を受け続けているのはなぜなのかという点も原因を把握する必要がある。現状の（宗教法人）法の中で、これまで解散命令の前提となる質問権が利用された例があるのか、何例あるのか、どういう結果になったのかということをお教えしてほしい。違法行為を組織的に繰り返す団体が調査を受けて解散命令も受けるというルートが全然機能していないのであれば、機能するように宗教法人法の改正も含めた提案をしていくことが必要になろうかと思う。
- (i) 最近、VISION の関係で消費者庁に対して会社解散命令の申立ての要請が出ているが、実際にできるのかできないのか、そもそも消費者庁が主導して利害関係認定をして会社解散命令ができるのか。悪徳商法を繰り返す法人があったときに、消費者庁として、会社であれ、宗教法人であれ、最終的に解散命令ができる立てつけであれば、消費者庁が主導できるという話になる。

(5) その他

- (j) 2000 年に廃止されたが、準禁治産者制度に浪費（者の行為能力の制限）の規定があったことから、旧統一教会関係に関しても、2000 年まではその浪費の規定を使って言えば財産の保全をした。個人の人権の観点からそれが廃止されて以降、財産を保全することに非常に困難を伴うことになっている。
- (k) 今までの法律では、当然これ（成年後見制度）は使えない。子供は、被害を受けても、救済策が全くない状態。そこを考えると、何か手を打たなければ、本当の被害者は小さな子供だったりするのではないか。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

- (l) トラブル情報を知っていれば、自らトラブルに近づかないことができるので、未然防止には消費者教育がとても重要。コロナ感染症の拡大で、この2年半ぐらいは、消費生活センターで行っている出前講座などもできず、少し足踏みの状態の面もあったと思うので、今まで以上に力強く消費者教育を進めていきたい。

3. 相談対応に関する事項

4. その他

- (m) （この検討会の射程は）大きく二つかと思う。一つが、靈感であれ、献金であれ、カルト的な団体による違法な金銭的な搾取をどのように予防・救済するのかという問題。もう一つが、こうした違法な金銭的搾取を繰り返すカルト的な団体の根っこを断つ、つまり、必要があればきちんと解散命令に持って行って税優遇などの特権的地位を取り上げるためにはどうすればいいのかという問題。

(※) 第2回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。

第3回検討会における主な指摘事項〔議事録抜粋〕

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 民法で仮に献金が契約に当たるとしても、結局、消費者契約法上の対象にならないとすれば取消しはできない。そうすると、献金が仮に契約に当たるとしても、消費者契約法上で取消しができない場合はどういう場合があるかということ整理しておく必要がある。
- (b) 靈感商法等の取消権が使われた裁判例が見当たらないという事実も踏まえれば、つけこみ型の加害要件というのを包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象にするべき。また、客観的な立証を実現できる方策を考えるべき。
- (c) 消費者契約法の改正の際にもつけこみ型の包括的条項の導入が検討されてきたが、なかなか合意が得られず、議論を重ねる中でだんだん細かい規定になっている。その細かい規定をもう一度細かく変えようという話をして根本的な救済にはならない。したがって、もう少し大きな視野で細かいものを大きく包み込むような規定の導入を考えた方がよいのではないか。
- (d) 灵感商法の現場でいつも感じていることは、多くの被害者は3年前の被害であり、現在の被害者は相談に来ない。消費者契約法というのは、基本的に一回的な不安をあおっている場合に取消しの対象としている。ところが、灵感商法の場合は、状況の設定が既になされて、ずっと不安の状態になっている。そうすると、不安をあおる行為がなされなくても自動的に献金をするということが往々にしてある。

相手方の困窮、経験の不足、知識の不足という、今見えている事情なのだけれども、自分たちがやった行為を利用して相手方が合理的な判断をすることができない事情に陥れて、その事情を利用するということがないと、なかなか簡単に自動的な献金に適用できないのではないか。裁判の現場では、構成要件該当性がとても重要なので、要件に当たらなければ取消しができないという判例が出てしまうということを考えると、ここは具体的に列挙する必要がある。

- (e) 民法上の公序良俗違反による無効については、要件があまり明確ではない部分が逆に使いやすいところであるとも言われている。ただし、使いやすい法理だけれども、要件が明確ではないのでなかなか手を出しにくいという部分もある。そこで、その守備範囲をもう少し拡充していくのも1つの方法と思う。

- (f) 消費者契約法は取消権について時効があり、2016年の改正により当初の6か月から1年にその期間が延びたが、1年でも短い（注：追認をすることができる時から1年間、契約の締結時から5年間）ということは、民法や消費者法の世界で従来から議論されている。現行法では限界があるということであれば、取消権の時効期間をもう少し延長するような形で対応しなければいけない。

(2) いわゆる寄附の位置付け

- (g) 献金の性質に関して、これまでいろいろな本を読んでもきちっと書いてあるものがない。そのために、裁判で争われるというのが実際の経過である。
- (h) 契約の中核は拘束力にあって、献金の中核は双方に拘束力がないというところにあるとすると、拘束力のない献金を拘束力のある契約と見るのは基本的には難しい。かなり特殊な方式のごく一部の献金を契約と捉えてみても、ほとんどは網から抜けてしまうので、契約については契約として今の消費者契約法を改正して網を広げる必要がある。そして、献金については献金として新しく規制の網をかける必要がある。
- (i) 献金というのが契約の性質を持つ場合と契約の性質を持たない場合があり、その線引きがなかなか難しいところがある。例えば、金額を明示して勧誘したような場合には、契約と捉えられる場合が多いのではないかと。
贈与契約とみるとしても贈与者に財産権移転義務が生じるのか。負担付贈与としても、例えば、読経を負担といえるのかという論点がある。
他方で、捉えきれない部分もある。その場合に、新しい献金というものの、献金だけを念頭に置いた規定というのがいいのかどうかはまた考える必要があると思うが、新たな規制を考えていくことは大事。
- (j) 実際のカルト的な宗教の被害救済をやっていると、統一教会以外でもそうですけれども、「以上」と書いてある定価表が多い。社会的には「以上」と書いてあったら、普通はその金額を出す。お祓いで1万円以上と書いてあったら1万円を出すことが決まっているのであれば、それは定価と見るべき。「以上」と書いてあればそれは定価というような考え方ができないか。
- (k) 「1万円以上」というのが果たして金額の明示にならないのかというと、「1万円」と明示したうえで「以上」と書いてあるということは、最低1万円という形である種の金額は明示していると考えられる。その意味では、「1万円以上」と書いてあっても、これは金額を明示したものとして、契約と捉えることができるのではないかと。
- (l) 公益法人にも寄附要求についてのルールがあるので、宗教法人にも規制があ

ってしかるべき。ただし、こちらは宗教法人特有のマインドコントロールという特性に配慮して、つけこみ型、目的秘匿型、こういう献金については取消による救済ということを本格的に考えるべき。

- (m) 事業者でもある宗教団体に直接的に働きかけるものとして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の「寄附募集に関する禁止行為」は参考になる。不適切な寄附募集行為を未然に防ぐ方法として、自由な意思決定ができる環境を整えるという意味からも、宗教法人法への導入の検討があってもよいのではないか。

(3) 法人の解散命令等

- (n) いわゆる旧統一教会の関係も、本来であれば、既に宗教法人法の質問権で調査をして、解散命令要求の必要性があるのかどうかは判断されているべきだったのではないか。

- (o) これまで宗教法人法の質問権や解散命令請求権について、所轄庁は自らの権限や職責の範囲を狭く解してきた。実際に法律で質問権とか報告徴収権、条件付の立入権なども認められている中で、このように自らがなすべき権限あるいは責任を小さく考えてきたということは実際にあると思う。

もちろん、所轄庁の体制を強化する必要がある。また、体制の強化は必要だが、それだけでは十分ではないので、例えば消費者問題があまりにも山積している状況のときには、消費者庁の大臣が質問権発動のトリガーを引くことができるような改善、あるいは「調査できる」という規定を「しなければならない」という規定に置き換えるというように、工夫の余地があるので、そういったことも宗教法人法の改正案として提言できればと思う。

- (p) 税優遇のうまみを前提とした搾取のシステムを壊す必要がある場合には、宗教法人としての法人格を剥奪するということには大きな意味がある。

法としては、問題が疑われたときに質問権などで調査をして、その結果に基づいて必要があれば解散請求をかけるというあるべき流れが流れていない。この流れが機能するように、運用の改善並びに法改正の具体的な検討が必要。認証取消の1年という期間が短過ぎるのではないかという論点もあるし、あるいは解散しないまでも税優遇などを剥奪するというメニューを設けるという検討もあっても良い。

- (q) 会社解散命令が消費者庁でも協働してできるのであれば、宗教法人の解散命令でも同じことが言える。悪徳事業者に、会社と宗教法人、両方を悪用する可能性があるから、そういう場合は宗教法人法上の解散命令をやりやすくするとい

う手法が必要ではないか。

(r) 民事事件が相次いで最高裁まで行って、旧統一教会の違法性が認められているときに、刑事事件ではないと駄目というのは、民法と刑法の違いみたいなものはあるかもしれないが、民事ルールというものに対する行政の無理解があるのではないか。

(s) 解散しても（団体が）残ることを前提に議論するのは無意味。やはり解散させることの重要性を考えると、行政的な手続の重要性はこういった被害に関しては明らか。今まで放置したことも、問題点の一つには行政的な手続がなされなかったことがあると思うので、そこは柔軟に考えたほうが良い。

(4) その他

(t) 日本の旧統一教会に献金させるのではなくて、韓国の旧統一教会に献金させる、直接お金を持っていかせることも脱法行為としてよくやられている。これは二重の脱法行為であり、日本法の適用をさせない。もう一つは、外国為替管理法違反の行為、個々の信者にお金を持っていかせることによって脱法するもの。

(u) 法の適用に関する通則法の第 11 条に消費者契約の特例が規定されており、消費者の常居所地、要するに消費者が住んでいるところの法律を適用するというルールもある。ただし、消費者契約ということで捉え切れない部分をこの規定だけで解決するのは難しいのではないか。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

3. 相談対応に関する事項

4. その他

(※) 第 3 回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。

第4回検討会における主な指摘事項〔議事録抜粋〕

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 消費者契約法の靈感商法の取消権については、立案当時から狭過ぎるという懸念があった。実際、使いにくいという状況が明らかになっているので、やはり包括的な条項として蘇らせる必要がある。正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隷従関係をつくり出し、自由意思を奪うというような消費者契約については取り消せるというふうに変えていく必要がある。

(2) いわゆる寄附の位置付け

- (b) 契約という概念で説明し切れないものがあるのではないか。それ以外の場面も全て包括するような形の法律、もちろん民法であれば不法行為という方法があるが、それ以外の方法で、場合によっては特別立法といったものも考える余地があるのではないか。
- (c) 献金の中には契約と言にくいものもあるのではないかと思うが、一方で契約でないとする単独行為になると思うものの、類型のない単独行為は認められないで、その金銭の移転の法的根拠は何だと見るのかという話にもなってくる。贈与契約と決めつけると、現実に献金する前に献金義務が生じるみたいな問題が生じるけれども、一方で自然債務を生じさせる無名契約と捉えることができるのであれば、幅広く救済できるかもしれない。

(3) 法人の解散命令等

- (d) 宗教法人法等の改正で、こうした宗教法人の活動（注：正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隷従関係をつくり出し、自由意思を奪う）は違法である、禁止である、行政的にも認められないということを明確に書くべきではないか。
- (e) 政府の出番であり、宗教法人法第78条の2の質問権や報告徴収権を使えば、政府は代表役員、責任役員に対してまで報告を求めることができる。
- (f) 解散命令をすると不法行為の債権（の存在）を証明しないとイケない。そのためには民事の訴訟と同じことをしなければならないということになると、過去の裁判でも数年がかりの解散命令の申立てになっている。解散命令を申し立

てること自体に膨大な時間がかかる。

同時に、場合によっては、(相手方から) 供託をされたら(原告) 適格を失う。実務的に言うと、利害関係人、つまり被害者から解散命令の申立てをするというのは著しく困難である。また、国の申立てと当事者の申立ては、両立はするかもしれないが、裁判所的に見ると、立証の問題として原告適格の問題が先にあるから、そこでつまづく。

最終的に清算人がつくということは、清算人の報酬という問題があり、3千万円から4千万円程度のお金を清算人に予納金として払わないといけないが、それを被害者から用意することは著しく困難である。

(4) その他

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

3. 相談対応に関する事項

4. その他

(g) (各種の事件について見ると) 社会的に遮断して、目的を告げずに接近してくる。その上で、現実感を変えて、価値観の構造も変えさせて、よいと思っていたことは間違いであり、間違いだと思っていたことをよいものだということに価値を転換させる。そこに持っていくには、抱えている問題を解消させる権威者というのを構築して、そして恐怖感を与えて、やめたら大変なことになるといったようなテクニックというのはほぼ共通している。

そういった点を考えると、いわゆる信教の自由を奪うような心理的な作戦が構築されているのだという認識に立たないと、こういった問題の解決にはつながっていかないのではないか。

(※) 第4回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。

旧統一教会に関する 消費生活相談の状況について

令和4年9月30日
消費者庁

1. 相談件数

表1 年度別相談件数^(注1)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022 (月別)			
											4~6月	7月	8月	9月
旧統一教会 ^(注2)	229	150	101	88	77	57	61	57	33	27	7	57	98	123
いわゆる靈感商法（開運商法）	3,268	2,825	2,533	1,848	1,483	1,425	1,559	1,312	1,177	1,441	335	160	191	113
相談全体	848,689	925,843	946,239	929,994	890,734	941,560	996,807	939,645	942,536	846,922	211,805	63,065	60,425	24,295

(注1)令和4年9月28日までのPIO-NET登録分。

(注2) 事業者情報に「世界平和統一家庭連合」、「世界基督教統一神霊協会」、「統一教会」と記載のある相談。

(注3)旧統一教会に関する相談については、現在、早期登録対象としているため、他の相談より迅速にPIO-NETへの登録が行われている。一方、旧統一教会に関する相談以外に「開運商法」の情報が付与されている相談情報は、通常のペースでPIO-NETに登録されているため、PIO-NETへの反映までにタイムラグが生じる。

(注4) 相談受付日ベースでの集計であり、いずれの年度も過去の契約等に関する相談が含まれている。

2. 契約者の性別・年齢

図1 契約当事者の性別・年代別件数（2020～2021年度）

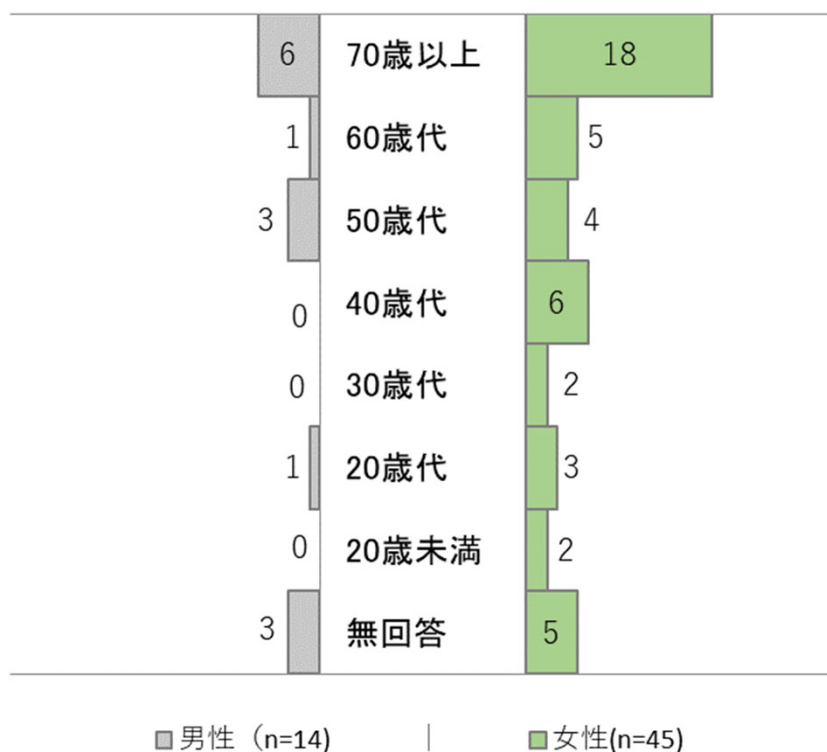
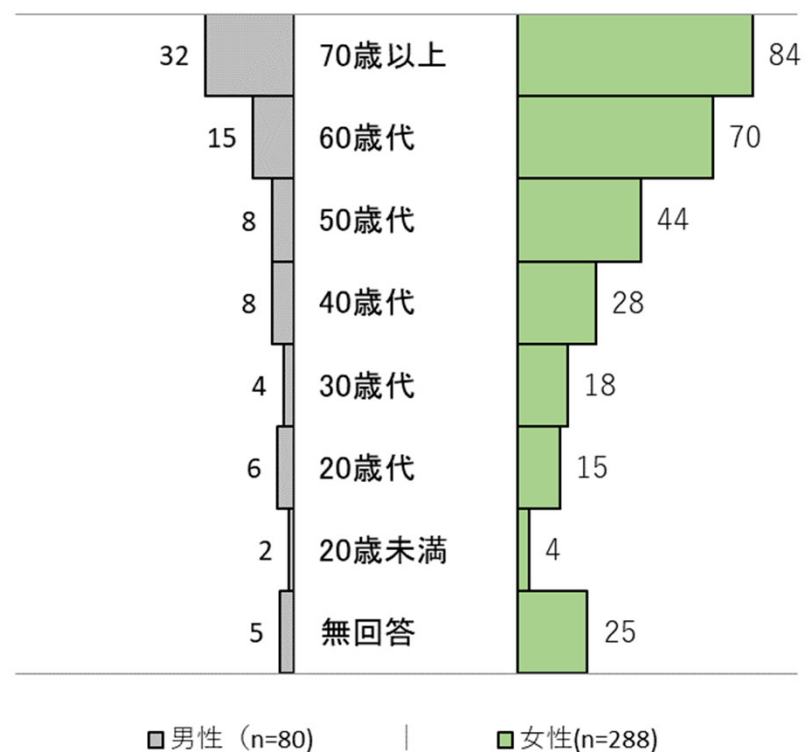


図2 (参考) 契約当事者の性別・年代別件数（2012～2013年度）

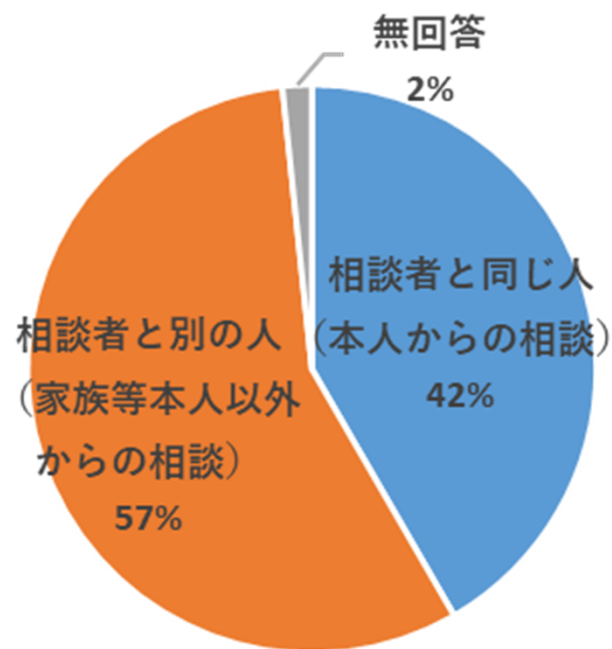


(注1) 2020～2021年度と2012～2013年度の旧統一教会に関連する相談の分析。以下同じ。

(注2) 図1 および図2 は性別が不明・無回答等のものを除いて集計した。

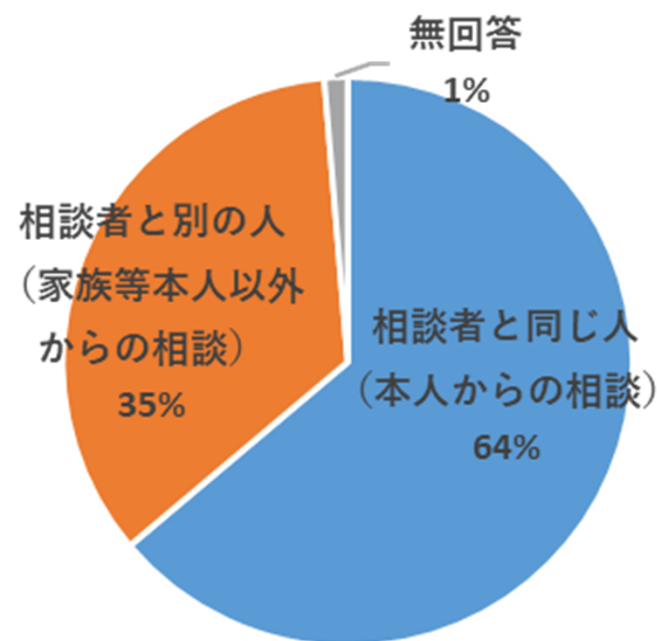
3. 相談者と契約者の関係

図3 相談者と契約当事者の同一性の割合（2020～2021年度）



n = 60

図4 (参考) 相談者と契約当事者の同一性の割合（2012～2013年度）

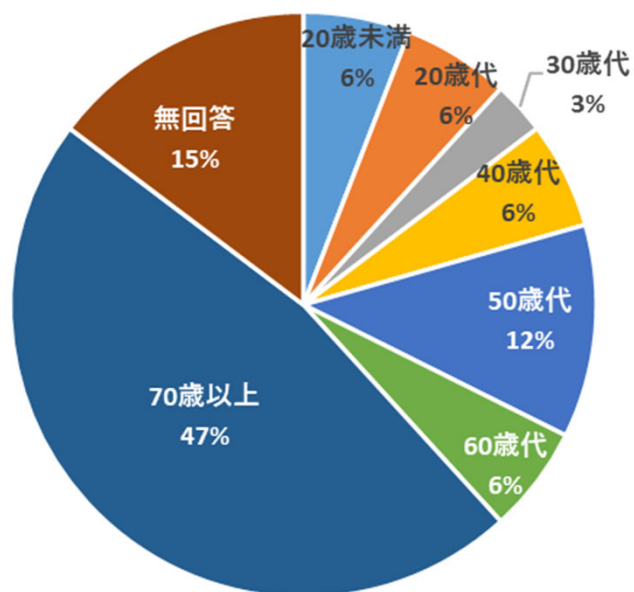


n = 379

(注) 割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。以下同じ。

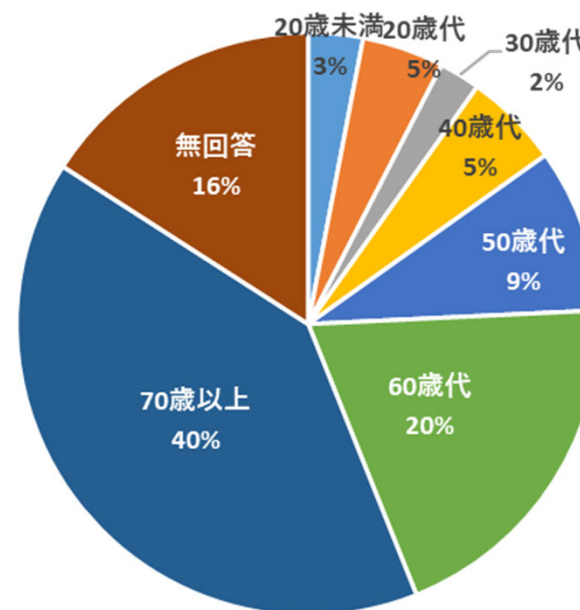
3. 相談者と契約者の関係（続き）

図5 家族等本人以外からの相談
における本人の年代別割合
(2020～2021年度)



n = 34

図6 (参考) 家族等本人以外からの相談
における本人の年代別割合
(2012～2013年度)



n = 132

4. 商品・サービス

表2 主な商品・役務等別件数

	2021年度		(参考) 2012～2013年度	
順位	主な商品・役務等	件数	主な商品・役務等	件数
1	占い・祈とうサービス（その他（訪問販売等））	13	占い・祈とうサービス（その他（訪問販売等））	143
2	相談その他（全般）	5	単行本	59
3	書籍	3	相談その他（全般）	44

(注) 2021年度始に商品別分類を変更したことから、表2は、2020年度と一体で集計せず、2021年度分のみで集計した。また、「主な商品・役務等」の2021年度と2012～2013年度とは単純には比較できない。

5. 販売購入方法

図7 販売購入形態別割合
(2020～2021年度)

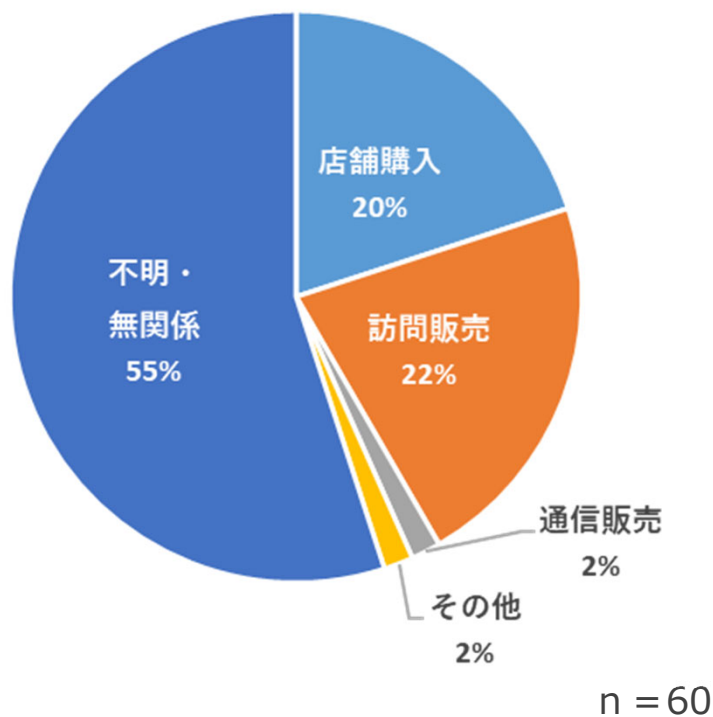
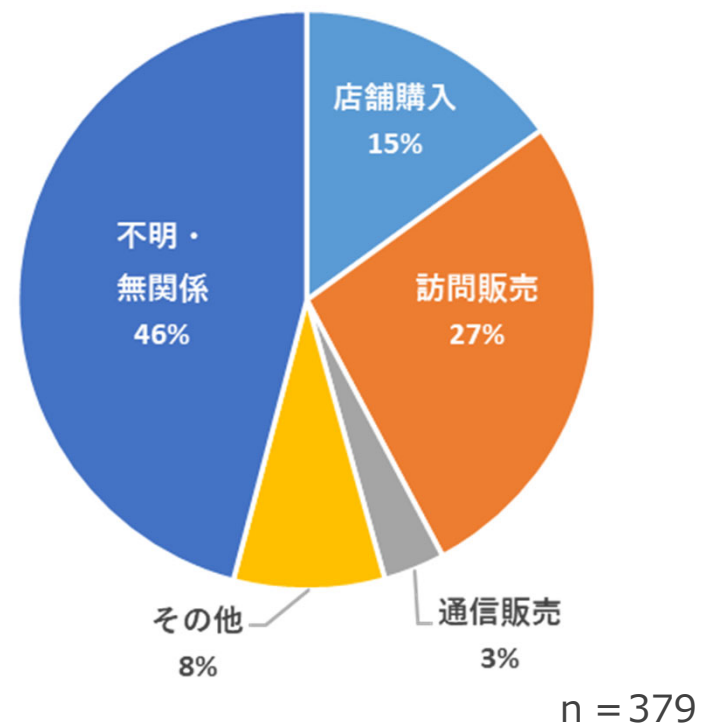


図8 (参考) 販売購入形態別割合
(2012～2013年度)



(注) 図7および図8の「その他」には「ネガティブ・オプション」「その他無店舗」等を含む。

6. 既支払金額

【平均既支払金額】

2020～2021年度：約270万円
(参考) 2012～2013年度：約320万円

図9 既支払金額別件数
(2020～2021年度)

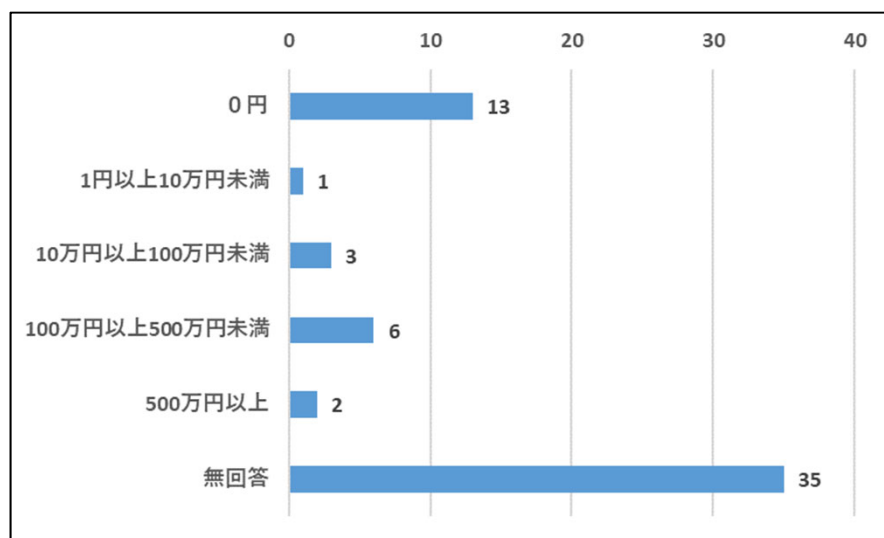


図10(参考) 既支払金額別件数
(2012～2013年度)

